

和同銀錢をめぐる史的検討

松村 恵司

I はじめに

『続日本紀』によると、和銅元年（708）5月11日に始めて銀錢、8月10日に始めて銅錢を行うとある。この時発行された錢貨の名を『続日本紀』は記さないが、これが和同開珎の発行記事である。和同開珎の発行は、和銅元年正月の武蔵国秩父郡からの和銅献上記事、和銅改元記事と関係させて理解されてきたが、銅錢に先行して銀錢が発行された事実を重視しなければならない。

この和同銀錢（以下、和同開珎銀錢を和同銀錢、同じく銅錢を和同銅錢と呼ぶ）は、翌和銅2年（709）8月2日、「銀錢を廢めて、一^もら銅錢を行はしむ」と発行が停止され、銅錢流通の一本化が図られた。さらに和銅3年（710）9月18日には「天下の銀錢を禁む」と通用が禁止され、和同銀錢の発行期間はわずか15ヶ月、通用期間は28ヶ月と短命に終わった。

なぜこのように短期間で銀錢の発行と通用が禁止されたのか、そもそもなぜ銅錢に先立って銀錢が発行されたのか。また、銀錢と銅錢の交換比率など不明な点は多い。

発行当初の和同開珎と奈良時代の和同開珎は、錢文の字体やつくり、形制が大きく異なる。前者は文字が歪んで不規律で個体差が大きく、同一書体の銀錢と銅錢が存在し、古くから古和同銀・銅錢と呼ばれてきた。後者は新和同（普通和同）と呼ばれ、唐の開元通寶に酷似した精良なつくりの銅錢で、銀錢は存在しない。全国から出土する和同開珎はそのほとんどが新和同で、その出土点数は6,300枚近く、規格性の高い均質な錢貨の大量生産の実現を物語っている。

我が国の律令国家は、唐の貨幣制度を模倣し、銅錢を基軸に据えた貨幣經濟の導入を企図し、錢貨の全国流通を目指して、富本錢→古和同銀・銅錢→新和同（普通和同）銅錢と錢貨生産の技術革新を図り、貨幣発行量の増大を実現し、貨幣經濟の定着をもたらせたと評価することができる。和同開珎の銀錢は、そうした律令国家の貨幣政策の歴史的変換の重要な役割を担った錢貨である。

本稿ではこの和同銀錢を取り上げ、銀錢の貨幣価値や銅錢との交換比率、銀錢の発行目的と短期間で使用を禁止した貨幣政策の歴史的意義を考察することにした。

II 和同銀・銅銭等価説

飛鳥池遺跡の富本銭の出土を画期として、初期貨幣史研究は急速に進展した。中でも今村啓爾氏は和同銀銭と銅銭が等価であったとする斬新な説を提唱し、初期貨幣史研究に大きな波紋を投げかけた¹。この和同銀・銅銭等価説は、①銅銭がほとんど流通しなかった兆候が認められること。②銀銭と銅銭が同形同大に铸造されたこと。③銀・銅銭の銭文が同じ「和同開珎」であること。④和銅2年(709)3月の銀銭使用制限令の読み方と解釈。⑤発行当初の銀・銅銭の交換比率の記録がないこと、などを根拠に掲げる。これらについて検討しよう。

まず①であるが、今村氏は、現存する古和同銅銭の量が、古和同銀銭に対して極端に少ないことを理由に、発行当初の銅銭はほとんど流通しなかったと考える。しかしながら銅銭は、改铸などで铸潰されるのが通常であり、退蔵される銀銭とは性格が異なることに注意しなければならない。古泉界に伝存する古和同銭は「百数十枚」ほどで²、その大半が銀銭とされる。一方、確実な和同銀銭の出土例は、全国29カ所から48枚にすぎず、この程度の遺存量で流通の多寡を論ずることはできないだろう。

③に関しては、「和同」の意味が吉祥句であれば、武蔵国秩父郡の産銅記事と直接結びつける必要はなく、銀銭が銅銭に先立って発行されたことを不自然と考える必要もない。銭文「和同開珎」の出典と意味については拙稿を参照されたい³。

⑤については、和同銀銭が無文銀銭の価値を引き継いだように、和同銅銭も富本銭の価値を引き継いだと考えることができよう。そう考えれば、記録が残らなかったことへの説明もつく。富本銭の公定価値は記録がなく不明であるが、逆に和同銅銭の公定価値から類推することが可能となるだろう。

④の和銅2年(709)3月28日条の「凡そ交関の雑物、その物の価銀銭四文已上は銀銭を用ゑよ。その価三文已下は皆銅銭を用ゑよ」という制の解釈は難しく、これまでに様々な解釈がなされてきた。天保2年(1831)に刊行された穂井田忠友の『中外銭史』⁴は「銀銭四文已上」の「銀」を衍とみなし、明治9年(1876)刊行の『大日本貨幣史』も穂井田説を踏襲して銀銭1文が銅銭4文にあたと解釈した⁵。また、岡田芳朗氏は、養老5年(721)正月29日の和同銀・銅銭の交換率や、大平元寶発行時の銅銭萬年通寶との交換率から、和銅初年における銅銭と銀銭の比価を「十又は二十対一」であったと推測する⁶。

今村氏はこの制を、銀・銅銭が等価で、銀銭4枚の次の額は銅銭3枚しかない状況を想定すると無理なく整合的に理解できるとし、これを等価説の最大の根拠とするが、氏も述べているように「銀銭四文已上は」の表現が「銭四文已上は」とならなければおかしい。

私考するにこの制は、銀銭4文、すなわち銀1両以上の価値がある物の売買にのみ銀銭

を用い、1両を下回る価格の売買には皆銅錢を用いよ、と解釈するのが妥当であろう。「その価三文已下」の意味は、銀錢3文+銅錢 a 文をも意味し、銀錢の文数だけを問題にするところのような表記になるのであろう。もし銀錢1文=銅錢10文であるならば、その価39文の物品を購入する際には、銀錢3文+銅錢9文での支払いが可能であるが、銀錢は3文以下に該当するので銀錢を用いずに全て銅錢で支払え、という銅錢使用奨励の制と考えれば矛盾はない。今村氏が指摘するように、銀錢4文以下3文以上の部分が考慮されていない訳ではない。銀1両に達しない価格の物品購入には皆銅錢を用いよ、という命令を、「その価(銀錢)三文已下は皆銅錢を用るよ」と表現した銅錢使用奨励策であり、この時点で、銅錢の流通量は十分に確保できていたとみなければならない。

もし今村氏が考えるように和同銀・銅錢が等価であるとしたら、私鑄は銅錢に向かい、私鑄した銅錢で銀錢との交換を求める動きが生じるのが必定であろう。しかし和銅2年(709)正月25日条は、銀錢の私鑄を禁断するのみで、銅錢の私鑄やその罰則強化には言及していない。今村氏は、銀錢と等価とされた銅錢は受け取る者がいないほど不人気であったため、銅錢の私鑄には向かわなかったと推理するが、それは強弁にすぎない。この点からも今村氏の和同銀・銅錢等価説には従いがたいのである。

Ⅲ 藤原宮門勝木簡の新解釈

2001年、藤原宮の南辺を走る六条大路と一坪隔てた左京七条一坊西南坪の調査で、池状遺構SX501を中心に、衛門府関係のものを含む木簡が12,852点出土した⁷。朱雀門から南東に約300mほど離れた場所である。大宝元年(701)、2年(702)の木簡が中心で、大宝律令を施行する直前・直後の行政の実態を知ることができる貴重な史料である。その中に問題となる以下のような門勝木簡が含まれていた。

- ・内蔵寮解 門勝 紵二□ …銀五兩二文布三尋分
布十一端 ○
- ・羅二匹直 銀十一兩分糸廿二□…蔵忌寸相茂 ○佐伯門
「中務省□」

(飛鳥藤原京木簡 2-1480)

門勝木簡とは、物品を宮外に搬出する際に必要な通行許可証で、中務省が衛門府の門司に門勝を付し、門司が門勝と実物の照会を行った。この木簡は、内蔵寮が高級繊維製品の紵と羅を市で購入するための直として、糸や布を宮外に搬出する許可を中務省に申請したものである。『延喜式』によると平安京東西市には紵・羅を売る店が存在した。ここで注目されるのは、紵や羅の直として糸や布の数量を直接記さずに、「羅二匹=銀十一兩=糸

廿二□」と、銀を媒介として、等価値となる糸・布の量を算出している点である。ここでは銀が価値尺度として機能している。裏面に記された羅の場合、羅2匹が銀11両に相当し、それは糸22□にあたる、ということの意味しており、銀1両が糸2□に換算されることが分かる。

表面の記載はやや難解で、「紵二□…銀五両二文布三尋分 布十一端」と記された布三尋分の意味が判然としない。尋は両手を広げた長さを意味し、『日本書紀』大化2年(646)3月22日条には「布二尋」などと見える。

この木簡から発行当初の和同開珎の銀銭と銅銭の交換率を求めようとした今村氏は、「銀五両二文布三尋分 布十一端」の意味を、天武朝から大宝令までの布が1端=6尋の規格であったが、3尋はちょうどその半分になることから、「3尋分」を「価値が半分の」と解釈して、半価の布11本と読み、「3尋布11端分」と記したと理解する⁸。しかしながら3尋しかない布を端で数えた例はなく、また「布三尋分」の表記で半価の布と理解させるには無理があろう。

そこで改めてこの「布三尋分」の意味を考えてみることにしたい。木簡は中務省や内蔵寮などの表記から、大宝令制下の木簡であることが分かる。大宝令の調庸布に関する規定を見ると、調布の正丁1人の負担量は長さ2丈6尺とされ、2丁で長さ5丈2尺の端に合成することとされている。一方、庸布は、5日分の庸×2尺6寸(功庸)=1丈3尺の布を常布と呼び、合成せずに正丁1人が2単位(2常)を輸納する規定であった。常布の常とは「倍尋」の意味とされ、常布=2尋=1丈3尺=庸布という関係になる。常布は天武初年の史料に見え、天武朝に成立した可能性が指摘されている⁹。

さて、木簡に「布三尋分」の記載がなければ、銀22文が布11端にあたり、布1端が銀2文に相当するという何の問題もない単純な内容となる。ここに見える布は大宝令制下の調布である5丈2尺端布で、銀1文はその1/2の2丈6尺にあたり、それは正丁1人当たりの調の輸納額、すなわち布4尋分にあたることに注意を払う必要がある。

木簡は銀が価値尺度となっているが、銀で価値を表示する場合、斤両分銖制であれば1分以下は銖や糸の単位の重量で表示されるはずである。しかし実際に流通していた銀は1分銀(無文銀銭)のみであり、実体のない計算上の銖や糸で物価を表示することはできない。そこで1分銀以下の価値を示す補助計算手段として「尋布」が用いられたものと推測する。その計算方法は、銀1分(1文)が布2丈6尺と等価とすると、布2丈6尺は布4尋(2常)にあたるのでそれ以下を3尋布、2尋布(常布)、1尋布と4進法で価値表示したものと考えられる。これらの単位の尋布はいずれも現実に流通しており、飛鳥池遺跡の出土木簡の中に「三尋布十」と記された木簡が存在する(飛鳥藤原京木簡1-152)。2尋布は常布(庸布)として広く流通しており、また1尋布の奈良時代を下る使用例も知られ

ている¹⁰。さらに、これらの尋布を組み合わせることで、銀1文に相当する4尋布や、銀1文と2文の間の端数の価格を5尋から7尋相当の布として表示することができる。また、布4尋=銀1分、銀4分=銀1両、銀16両=銀1斤といった4進法が基本の計算法となるのも合理的である。

そこで木簡に記された「紵二□…銀五両二文布三尋分 布十一端」の意味を改めて考えると、紵2□は銀5両2文と布3尋分の価値があり、それは布11端(88尋)の価値にあたるという意味になる。物価変動により銀22文=布88尋-3尋=85尋となり、市場での銀1文の価値が、布4尋分から布3.86尋(布2.51丈)分に下落したことを木簡は示している。これは最も素直な理解であり、表裏の「分」の文字の意味の齟齬もなくなる。

職員令によると中務省管下の内蔵寮には係長2人が配属されており、彼らは「物の価を平りて市ひ易はむこと」を職掌としていた¹¹。したがって紵二□の購入価格を決めたのは係長であり、日々の物価変動に際して係長が適正な購入価格を判断していたと考えられる。また、関市令官私交関条には、官私間の取引の際の価格の決定方法が定められている。そこでは市司が物品の種類ごとに実際に市で交易された値段を上中下の3等に分けて記録し、その中估価で官私間の取引をすることとされている。内蔵寮の係長は、市司が10日ごとに作成する估価案に記載された紵の中估の価格を参考に、購入価格を決定したものと考えられる。おそらくこの木簡が書かれた時点では、市における紵と布の価格が値上がりしており、紵2□は銀5両2文に布3尋を加えて交易されるのが中估価であったのだろう。

続いて裏面の「羅二匹直銀十一両分糸廿二□」の記載を見よう。ここでは羅2匹の価値が銀11両分にあたり、それが糸22□に換算されることを示している。糸の単位は斤(綯)とみられるので、銀1両が糸2斤に換算されることになる。すなわち羅2匹の価は、銀11両×4=銀44文に相当し、これが糸22斤にあたるので、銀2文=糸1斤となり、銀1文は糸1斤の1/2の8両にあたることになる(糸1斤=1綯=小16両)。

次に表裏の記載の関係をみると、銀1文=糸8両=布半端弱(長さ3.86尋、2.51丈)となるが、これは木簡が記された時点の布の時価であり、銀に対して紵や布の価格が市場で上昇していたことが分かる。

ここで注目すべきは、賦役令調絹繩条に記された正丁1人あたりの調の貢納量である。そこでは、糸の場合は8両、布ならば2丈6尺とされ、ともに2丁で綯・端に合成して輸納することとされている。律令制下では調絹繩条に記された糸や布をはじめ、綿や塩、鉄、海産物などの様々な物品は全て等価関係にあり、それらは正丁1人の10日分の労働力に相当する価値をもっていた。また、歳役条に規定された正丁の歳役は10日とされ、慶雲3年(706)2月に半減されたが、当初は庸が布2丈6尺であり、調の輸量と同等であった。このように調庸制では様々な物品が等価関係の価値の連環をなしており、それらの換算率

は賦役令調絹絶条、歳役条に明示されている。こうした国家的・法的な換算率は物価変動とは無縁で、常に一定の換算率を維持する固定的なものであった¹²。

そうした法定価に対して、門勝木簡には市場で変動する時価が記されており、銀1文は糸8両であったが、布は計算上2.51丈が銀1文となっている。すなわち大宝令施行直後の市の時価が、銀1文=糸8両であり、布は若干価格が上昇していたが、基本的には布2丈6尺が銀1文であったことを物語る。その理由は、先述したように糸8両、布2丈6尺は賦役令調絹絶条に定められた正丁1人あたりの輸量にあたり、法的に等価とされているからである。この門勝木簡の銀から物品への換算に際して、賦役令調絹絶条に定められた価値体系が算定基準になっていたと考えるのは穿ち過ぎであろうか。

さて、糸8両が銀1文とすると、糸8両と等価とされた調の様々な物品も法的には銀1文の価格となる。したがって、大宝3年(703)5月9日条に見える紀伊国の阿提・飯高・牟漏3郡が布調をやめ、銀を輸納した記事は、門勝木簡の年代と近接することから、正丁1人あたりの銀の輸量は1分であった可能性が限りなく高く、これは延喜主計式に記された調の銀の輸量、正丁1人銀1分とも一致することになる。

森明彦氏は、銀1分=布2丈6尺の関係式が、調庸制の中で、和同開珎発行以前に成立していた可能性を門勝木簡発見以前に指摘しているが¹³、この門勝木簡の出土によりその正当性が証明されたことになる。この門勝木簡は、賦役令調絹絶条に記された様々な物品が、法的に銀1分(文)と等価関係にあること、また歳役条から銀1分が正丁の10日分の労働力の対価にあたることを教えているのである。

以上のように藤原宮の門勝木簡によって明らかになった事実は、①銀5両2文の表記から、天武12年(683)の詔で使用を禁止された無文銀銭が、大宝年間に銀と呼ばれつつも貨幣的機能を有していたこと。②大宝元・2年時点で銀が物価の価値尺度となっていたこと。③一分銀としての無文銀銭1文が、正丁1人あたりの調の輸量に相当する法的価値をもっていたこと、などを明らかにした点にあり、この門勝木簡は今後の貨幣史研究にとって、極めて重要な出土文字史料となるだろう。

また、銀1文以下の価値表示は、本来、富本銭が担わなければならないはずであるが、この門勝木簡では尋布が価値尺度として機能しており、富本銭の姿を認めることはできない。この点にも注意を払う必要がある。

IV 和同銀銭の価値

次に今村氏の和同銀・銅銭等価説に対する反論として、和同銀銭の貨幣価値についての私見を述べることにしたい。

和銅2年(709)正月25日条に「向に銀錢を頒ちて、前の銀に代へたり。また銅錢並び行ふ。比 奸盜利を逐ひ、私に濫りに鑄ることを作して、公錢を紛乱せり。今より以後、私に銀錢を鑄る者は、その身は没官、財は告人に入れよ。濫りに利を逐ふことを行ふ者は、加杖二百、加役徒に当てよ。情を知りて告さぬ者は、各与同罪」とあり、和同銀錢の発行の理由が「前の銀」に代えることにあったことが分かる。

「前の銀」とは天武12年(683)夏4月15日条で使用を禁止された「銀錢」、すなわち1分に重量調整された無文銀錢であり、その3日後の4月18日条で「銀用ゐること止むること莫れ」と、「銀」としての使用の継続が許されたものである。この1分銀(無文銀錢)を和同銀錢に代えることが和同銀錢発行の主目的であった。ここで「前銀」と呼ばれる銀の形態が、1両銀でも1銖銀でもなく、1分銀を前提としていることに注意しなければならない。この事実は、先に見た大宝年間の藤原宮門勝木簡同様、和銅2年時点まで無文銀錢が貨幣的機能をもって広範に流通していたことを示唆する。これは、興福寺金堂鎮壇具の重さ10両の銀銚と無文銀錢以外に、定量的な銀を考古学的に確認できないという事実とも符号する。

和同銀錢が無文銀錢の貨幣価値を継承していることは、養老5年(721)正月29日条の「天下の百姓をして、銀錢一を銅錢廿五に当て、銀一兩を一百錢に当てて行ひ用ゐしむ」という銀錢と銀の交換比率が、銀1兩=銀錢4文となることから推察される。ここでは和同銀錢1文=銀1分の価値が公定されている。

次に銅錢の貨幣価値については、和銅5年(712)12月7日条に、「諸国の送れる調庸らの物は、錢を以て換ふるに、錢五文を以て布一常に准ふべし」と調庸の錢納の換算率が示され、長さ1丈3尺の常布の価格が銅錢5文と公定されている。これにより正丁1人あたりの調布の輸量2丈6尺の価値は10文となり、先に藤原宮門勝木簡と賦役令調絹縮条から導き出された「銀1文=布2丈6尺」という等価関係から、銀錢1文は銅錢10文に相当することが明らかとなる。今村氏のように天平元年(729)の諸国兵衛資物の輸法を持ち出して迂遠な計算をするまでもない。

この和銅5年の制で重要なことは、雇役丁の1日の労働力の価値、すなわち法定賃金(功直)が錢1文とされたことである。賦役令歳役条によると、課丁が10日間の歳役につく代わりに、雇役丁の10日分の功直にあたる布2常を庸として納めることになっていた。営繕令計功程条では中功1日の賃金が布2尺6寸、5功分の賃金が布1常(1丈3尺)とされている。和銅5年の規定では、この5功分の賃金に相当する常布を錢5文としたので、雇役丁の1日の法定賃金である布2尺6寸が錢1文相当となった。すなわち1功が錢1文となったのである。これにより、それまで布がもっていた物品価値の表示力を銅錢が獲得することになった。

吉川真司氏は、この和銅5年の制を、「単なる布と銅銭の比価決定ではなく、常布を基礎として調庸輸納額・物品価値・労働量を倍数的に表示する日本律令の体系全体が、銅銭という新しい単一の基準を以て書き換えられるという重要な転換を意味する」と評価する¹⁴。和銅5年に常布と銅銭の換算率を示したことにより、律令的価値体系や負担体系が銅銭で表示できるようになったのである。

本論では、藤原宮門勝木簡と史料の分析を通して、銀1分（無文銀銭1文）＝和同銀銭1文＝和同銅銭10文という和銅5年時点の交換比率を明らかにすることができた。これは既に森明彦氏が、「調庸制における布二丈六尺＝銀一分が媒介となり、銅銭支給額が布二尺六寸に代えて銅銭一文と決定されたのである。一功一文制は、銀の輸納額が一人一分であったことと、和同開珎の法定価値を上述のように定めたことの必然的結果である」とした推論¹⁵と結論が一致する。

この森氏の推論は、論証に使用した史料が延喜式や、天平宝字3年（759）の「筑前国政所牒案」であったために、和同開珎発行時の貨幣価値を論じるのに年代の下った史料を採用したとして、今村氏の批判の対象となった¹⁶が、本論では和同開珎の発行年に近い門勝木簡を通して森説の妥当性を証明することができた。

同じ門勝木簡を使用した今村氏の計算「銀銭1＝銅銭3.75」とは大きく異なる結果となったが、これは先述したように「銀五両二文布三尋分 布十一端」の「布三尋分」の解釈や、穎稻と米の換算率などの違いによるものである。今村氏は、米、穀、穎稻の関係を、米5升＝穀1斗＝穎稻1束という関係で単純換算するが、穎から穀への脱穀作業、穀から米への脱稈作業の労働力を無視した換算となっており、黒米・白米の区別や舂精率の違いが計算結果に誤差をもたらせたのであろう。

また、和銅4年（711）5月15日条に示された「穀六升を以て銭一文に当てて、百姓をして交関して各その利を得しむ」という銅銭と穀の換算率は、律令国家が1日の労働力の対価とした布2尺6寸＝稲1束（穀1斗）＝銅銭1文の原則から大きく外れることに注意を払う必要がある。

この点に関しては、この和銅4年の制が、役丁や運脚が往還する際に、所持する銭貨を郡稲や富豪の米と交換させる給糧体制の整備と、銭貨流通策を組み合わせた措置とみなした櫛木謙周氏の説が当を得ているのだろう¹⁷。当時貨幣的な役割を果たしていた穎稻ではなく、穀を換算の基準にしていることから、穀6升＝銭1文の交換比率は価値基準規定ではなく、現地での銭と穀の具体的な交換比率を示したものと櫛木氏は理解する。

いずれにせよ和同開珎の貨幣価値は、律令負担体系や価値体系全体の中に、矛盾なく位置づける必要があり、和同銀・銅銭等価説が成立しえないことを指摘して次に進もう。

V 和同銀錢の発行と廃止

和銅2年(709)正月25日条は、和同銀錢発行の理由を「前銀」、すなわち1分の重さに重量調整された無文銀錢に代えることにあった述べる。

また、和同銀錢の私鑄が横行し、公錢を紛乱していることを理由に、初めてここで銀錢私鑄の罰則を定めているが、その規定もこの段階では大宝律私鑄錢条に定められた罰則、徒3年よりも重く厳しい没官の刑となっている。

銀錢発行8ヶ月後に公錢を紛乱するまでに私鑄が横行した背景には、筆者がかつて予想したように、銀の地金価値を大きく上回る価値が和同銀錢に公定されたためと推測される。その和同銀錢が1分に重量調整された無文銀錢と等価交換されたとしたら、一方では交換を拒んで無文銀錢や銀を退蔵する動きと、一方ではより軽量の和同銀錢を私鑄し、鑄造差益を追求する動きが生じたであろうことは想像に難くない。

発行当初の和同銀錢の規格は不明ながら、藤原京東一坊大路西側溝から出土した3枚の和同銀錢が重要な情報を内包している¹⁸。そのA～C3枚の和同銀錢の径と重量は、A：2.39cm、6.374g、B：2.41cm、6.394g、C：2.39cm、6.465gであり、3枚の重量がきわめて近似する点を重視すると、径8分、重量3銖6糸の規格で製作された可能性が高い(1銖=1.75g)。これは飛鳥池遺跡の富本錢の規格2銖4糸の1.5倍の重量であり、無文銀錢の規格6銖(1分=10.5g)の3/5の重量に相当する。これと同一規格の和同銀錢を10文製作するには、総重量36銖、すなわち1両半の銀地金が必要である。養老5年(721)正月29日条によると、銀錢10文の交換価値は、銀2両半にあたるので、銀錢10文の鑄造で銀1両の鑄造差益を得ることができる。すなわち5枚の和同銀錢を全て無文銀錢と交換すると、2枚分の無文銀錢の銀地金(12銖・2分)が差益として得られることになる。こうした鑄造差益を律令国家は独占しようとしたが、民間での和同銀錢の私鑄が横行し、私鑄した和同銀錢で、無文銀錢と交換しようとする行為が頻発したようである。和銅2年(709)正月の詔から「奸盜利を逐ひ、私に濫りに鑄ることを作して、公錢を紛乱」せる状況の切迫感が伝わってくる。律令国家は私鑄に対して厳罰主義で臨んだが、私鑄の動きを止めがたく、7ヶ月後の和銅2年8月2日に銀錢を廃止し、和銅3年(710)9月18日には銀錢の使用の禁止に追い込まれることになった。和同銀錢の通用は、発行後わずか2年4ヶ月と短命に終わったのである。職員令集解の伴云が引く古記が「和銅元年、始用銀錢、三年始用銅錢」というのは、銀錢の使用を停止し、銅錢に一本化した状況を述べたものであろう。

なぜこのように短期間で銀錢の発行と通用が禁止されたのか。改めて和同銀錢の発行の目的が何であったのかが問われねばならない。

VI 和同銀錢の発行理由

和同開珎発行の契機は、唐制の模倣や国家の儀容の整備と同時に、新都平城京の造営に必要な莫大な費用を錢貨発行収入でまかなうことにあったとするのが通説である。

律令政府の基本政策は、唐制に倣って銅錢を基軸に据えた貨幣経済を導入することであり、そのためには国家の枠の外で貨幣的に振る舞う1分銀、無文銀錢を駆逐する必要がある。榮原永遠男氏は、「和同開珎流通の第一段階（和銅元年2月～和銅3年9月）では、地金の銀の貨幣的流通を、まず和同開珎銀錢で受け止め、その和同開珎銀錢を廃止して和同開珎銅錢に一本化していくという施策が推し進められた」と考える¹⁹。これに対して今村氏は、実体価値をもつ銀の地金貨幣、無文銀錢から、名目貨幣の銅錢への移行に際して、その間を繋ぐために和同銀錢を発行し、半名目貨幣に国民を慣れさせる必要があったと理解する。

先述したように、和銅2年（709）正月25日条は、和同銀錢の発行目的が「前銀」に代えることにあったとするが、無文銀錢の回収に伴う鑄造差益の獲得が本来の目的であったのだろう。重量3銖6糸の規格で製作した和同銀錢に、銀6銖（1分）の無文銀錢の法定価値を与え、無文銀錢と交換することにしたのである。

この銅錢10文の価値をもつ和同銀錢の発行は、銅錢の発行量の不足を補う意味もあったが、銀1/4両の価値をもつ高額貨幣は、平城京造営のための資材購入と支払いに不可欠な存在であった。

やがて銅錢の発行量が増加し、新都平城京への遷都が終わった半年後に銀錢の使用を禁止する措置が、事前に用意されたシナリオ通りの施策であったのか、この点は和同銅錢の流通促進策とともに改めて検討すべき問題である。

銀錢使用禁止後も銀に対する信用は厚く、市中の銀錢が退蔵される一方で、天平元年（729）の諸国兵衛の資物の輸法に銀が価値基準で示されるなど、依然として銀が価値尺度として機能し続けたことを知るのである。この点については、かつて述べたように日唐羅間の国際交易に際して、唐を中核とした「地金の銀を貨幣的に用いる国際的流通圏」の存在が大きく作用したものと推考する²⁰。

VII おわりに－養老5・6年の銀の公定価格

銀錢の通用禁止から11年後の養老5年（721）正月29日条に再び銀錢が登場する。ここでは「天下の百姓をして、銀錢一を銅錢廿五に当て、銀一両を一百錢に当てて行ひ用ゐしむ」と銀・銅錢と銀の公定比が定められており、和銅3年（710）に使用を禁止された

銀錢がなお市場で流通し続けたことが分かる。しかし銀錢と銅錢の交換率は、先に想定した1対10から1対25となっており、和同開珎の発行時からわずか10余年で銅錢の価値が大きく下落した状況を示している。

8世紀初頭の銀と銅の地金比価は不明であるが、天平宝字4年(760)の「造法華寺金堂所解」に銀と銅の購入価格が記されている。そこでは「二貫七百八十文買銀卅四兩三分直(兩別八十文)」と、銀が1兩80文で、「百卅一文買熟銅二斤十兩直(斤別五十文 十兩卅一文)」と、銅が1兩3.1文程度で購入されている。この史料から、当時の銀と銅の比価が1対25.6程度であったことが分かる。養老5年時点で和同銀錢1文は銅錢25文と公定されており、銀錢と銅錢の貨幣価値が地金の比価に近づいたことを物語る。

このように和同銀錢廃止後、11年が経過してから突如、和同銀・銅錢の交換比率や貨幣価値が公定されている。しかも翌養老6年(722)2月27日には、「更^{あらた}めて用錢の便宜を量^{はか}りて、百姓の潤利を得むと欲。其れ二百錢を用ちて、一兩の銀に当てよ。仍^{より}て買物の貴賤、価錢の多少は、時に随ひて平章して、永く恒式とせよ」と、銀に対する銅錢の価値を前年の半分に低下させ、銀1兩=銅錢200文に変更している。これは市場の実勢に応じた変更とみられ、現実を直視した施策といえよう。先に見たように和同5年時点で銀1兩は銅錢40文であったが、わずか10年で銀に対する銅錢の価値が1/5に減少することになったのである。こうした銅錢の価値の下落の原因は、銀に対する銅錢の価値が1/2に低下したことと、銀錢1文の価値が銅錢10文から25文へと地金の比価に近づいたことによる。

この養老6年(722)の詔をめぐっては、榮原氏は銀錢の価値も銅錢25文から50文に変更されたと考えるが、それはあたらない。史料を忠実に解釈すると、「二百錢を用ちて、一兩の銀に当て」ることに変更したのであり、前年の「銀錢一を銅錢廿五に当て」ることの変更には言及していない。すなわち銀錢1=銅錢25のまま、銀1兩=銅錢200へと変更したのであり、これによって銀1兩は銀錢8文の価値となった。ここにしてようやく和同銀錢は銀1分の秤量貨幣、無文銀錢の束縛から解き放たれ、実質的な地金価値に近い銀錢(銀錢8文=銀1兩=銅錢200文、銀錢1文=銅錢25文)になったのである。

芝田悟氏によると、これまでに出土している和同銀錢の平均重量は5.48gである²¹。養老5年(721)の和同銀・銅錢の公定価格は、1対25、銀1兩が100錢であったが、これでは銅錢の価値があまりにも高すぎる。養老5年の規定に従って、銀地金1兩(42g)を銅錢100文で購入し、平均的な重量の銀錢(5.48g)を私鑄した場合、8枚近い銀錢の鑄造が可能で、これを銅錢に換えると銅錢200文に換金でき、銀2兩と換えることができる。銀錢の私鑄によって、倍近い鑄造差益が得られるのである。これでは銀錢の私鑄を促進するのは必定である。養老6年の銀に対する銅錢の公定価格の変更は、こうした私鑄のメリットを解消することにあつたと考えられる。銀に対する銅錢の価値を半分に切り下げ、銀1

両を銅銭 200 文とすることで、銀 1 両は銀銭 8 文となり、銀銭を私鑄するメリットが消失するからである²²。これによって和同銀銭はその地金価値と法定価値の間の乖離がなくなり、実体価値で流通する地金貨幣へと逆戻りすることになった。これ以降、和同銀銭と銀銭の私鑄に関する記事は史料から姿を消す。

付 記

本稿は、平成 24 年度科学研究費助成事業「基盤研究 (B)」「和同開珎の生産と流通をめぐる総合的研究」の成果の一部である。

註

- 1 今村啓爾 2001「和同開珎銀銭と銅銭の発行当初の交換比率」『史学雑誌』第 110 編第 7 号。
今村啓爾 2001「富本銭と謎の銀銭 貨幣誕生の真相」小学館。
- 2 田中啓文 1951「鑑定上から見た古和同銭の鑄造年代」『銭幣館』第 11 号。
- 3 松村恵司 2005「古代銭貨の銭文」『文字と古代日本』4 神仏と文字 吉川弘文館。
- 4 穂井田忠友 1831『中外銭史』（『日本経済叢書』巻 29 所収 同刊行会、1906 年）。
- 5 大蔵省 1876『大日本貨幣史』第 1 巻。
- 6 岡田芳朗 1966「銀銭一文は銅銭四文か－和銅二年三月の制について－」『日本歴史』第 215 号。
- 7 奈良文化財研究所 2009『飛鳥藤原京木簡二』奈良文化財研究所史料第八二冊。
- 8 今村啓爾 2005「藤原京『門傍』木簡による和同銀銭・銅銭発行当初の交換率」『古代文化』第 57 巻第 2 号 古代学協会。
- 9 吉川真司 1984「常布と調庸制」『史林』第 67 巻第 3 号。
- 10 註 9 に同じ。
- 11 倭長は大蔵省に 4 人、東西市司にも 5 人配属されていた。
- 12 森明彦 1993「日本古代の価値体系について (上)」『関西女子短期大学紀要』第 3 号。
- 13 森明彦 1998「奈良朝初期における和同開珎の性格」『古代中世の社会と国家』大阪大学文学部日本史研究室創立 50 周年記念論文集上巻 清文堂出版。
- 14 註 9 に同じ。
- 15 註 13 に同じ。
- 16 註 8 に同じ。
- 17 櫛木謙周 1996『日本古代労働力編成の研究』塙書房。
- 18 奈良国立文化財研究所 1987『藤原京左京二条一坊、同二条二坊発掘調査報告』。
- 19 柴原永遠男 2011『日本古代銭貨研究』清文堂。
- 20 松村恵司 2004「無文銀銭の再検討」『古代の銀と銀銭をめぐる史的検討』。松村恵司 2003「無文銀銭考」『新世紀の考古学 大塚初重先生喜寿記念論文集』。
- 21 芝田悟 2004「和同開珎銀銭の再検討」『古代の銀と銀銭をめぐる史的検討』。
- 22 松村恵司 1998「無文銀銭と和同銀銭－飛鳥藤原地域出土銀銭を中心に－」『出土銭貨』第 9 号。
松村恵司 2009『出土銭貨』日本の美術、第 512 号 至文堂。

出典

『文化財論叢Ⅳ』

奈良文化財研究所創立 60 周年記念論文集、奈良文化財研究所学報第 92 冊、2012 年 10 月 18 日